

# 公民館利用者登録のご案内

公民館の施設を利用するときは、利用者登録が必要です。

公民館は、市民の皆様の様々な学習活動を支援するために、社会教育法という法律に基づいてつくられている施設です。

永山・関戸両公民館とも、フリースペースなどは開館時間内であれば、どなたでもお使いいただけますが、ホールや学習室などの部屋を利用する場合は、あらかじめ利用者登録をしていただきます。

## 1 利用者登録申請時に必要なものと受付窓口・時間について

### ① 必要な書類等

☆公民館施設利用者登録申請書（両公民館の窓口で配布）

多摩市公式ホームページ（<http://www.city.tama.lg.jp/>）からもダウンロードできます。

☆インターネット等からの予約で必要になるパスワード（4～15桁の半角英数字）をあらかじめ考えておいてください。

☆会員名簿（様式自由）

受付時に人数や要件確認をするために、提示していただきます。確認が終わったらその場でお返しいたします。

※団体（2人以上）が登録できます。

※個人利用や団体構成員の全てが生計を同じくする場合や「3 公民館が利用できない団体や活動について」に該当する場合は登録できません。

名簿は、次の事項がわかるように記載したものを提示してください。

### 【市内団体として登録する場合】（多摩市内在住・在勤・在学が過半数）

多摩市内に住んでいる方は住所、市内の会社等に勤めている方は勤務先の名称と住所、市内の学校等に在学・在園している方は学校名または園名

### 【高校生以下の団体として登録をする場合】（高校生以下の会員が過半数）

高校生以下の会員が通学・通園している学校名・園名、幼児で幼稚園・保育園等の施設に通園していない場合は年齢

なお、中学生以下のお子さんだけを構成員とした利用者登録はできませんので、どなたか保護者の方も会の構成員になってください。

### 【障がい者団体として登録する場合】（障がい者の会員が過半数）

市役所の健康福祉部障害福祉課で発行する書類をご持参ください。名簿の提示は不要です。

### ※NPO団体として登録する場合

名簿の他、NPO法人登記の登記簿謄本の写しの提示が必要です。

## ② 受付窓口・時間

☆永山公民館（ベルブ永山3階）

午前9時～午後5時

祝日・休館日（第1木曜日・第3木曜日・年末年始）を除く毎日

☆関戸公民館（ヴィータコミュニネ7階）

午前9時～午後5時

祝日・休館日（第1月曜日・第3月曜日・年末年始）を除く毎日

## 2 抽選予約やホール等の初日受付ができない団体について

公民館は、市民の日常生活に密着した様々な学習活動や地域活動のために、施設の貸し出しなどを行っています。そのため、いわゆる社会教育・生涯学習関係の活動をしている市内の団体（地域活動を含む）が優先的に施設を予約できるようにしています。それ以外の団体については、抽選予約（3ヶ月前）での申込みができません。またホール・ギャラリー・関戸公民館大会議室（第1・第2学習室連続使用）の6ヶ月前（ホール練習使用は3ヶ月前）の申込みも7日からの受け付けとなります。

※ 上記受付日においても「3 公民館が利用できない団体や活動について」に該当する場合は、申込みできません。

※ 「4 団体の種別による申込み受付期日一覧表」を参照願います。

## 3 公民館が利用できない団体や活動について

社会教育法第23条に規定により、例えば、次のような場合には、公民館を利用することができません。

- ☆ 商品（サービス提供を含む）の販売・斡旋などの営利活動・営業行為を行う場合
- ☆ 会社等、営利活動をしている事業者が営利目的のための講演会・講習会・興業などの催しを行う場合
- ☆ 個人事業者（ピアノ教室、ダンス教室、書道塾、そろばん塾など）が受講者に対して行う練習活動（発表会のような場合にはご利用いただけます。）
- ☆ 政治団体・宗教団体の活動として利用する場合（宗教団体でなくても、特定の宗教の布教に関する活動を主とする場合は、利用できません。）

参考～社会教育法第23条（公民館の運営方針）

公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
  - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、または公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

#### 4 団体の種別による申込み受付期日一覧表

	市内団体		市外団体	
	社会教育関係	その他	社会教育関係	その他
ホール本番	6ヶ月前初日		6ヶ月前の7日	
ホール練習	3ヶ月前初日		3ヶ月前の7日	
ギャラリー	6ヶ月前初日		6ヶ月前の7日	
大会議室本番	6ヶ月前初日		6ヶ月前の7日	
諸室	3ヶ月前の抽選 予約申込み可	2ヶ月前からの「空き予約」のみ		

※ 初日及び7日が休館日にあたる場合は、翌日が受付開始日になります。

※ 施設予約申込みの方法などについては、「公民館利用案内」をご覧ください。

#### 5 利用者登録後の案内事項

##### ① 登録受付が終わると

- ☆ 「利用者登録済証」をお渡しします。
- ☆ 利用者番号とパスワードを使って、インターネットが使えるパソコンや携帯電話及び公民館などの施設に置いてある専用の利用者端末（キオスク端末）を使って、仮予約などの申込みや予約状況の確認などができるようになります。
- ☆ パスワードは、利用者端末（パソコン、携帯電話、キオスク端末）から自分で変更することができます。定期的に変更することをお勧めします。
- ☆ 利用者番号とパスワードは、キャッシュカードの暗証番号と同じように大切なものです。取扱いには十分に注意してください。
- ☆ メールアドレスを登録されている場合は、「抽選予約の当落」「予約・取消の通知」などが配信されます。また、パスワードを忘れてしまい、予約システムにログインできない場合にも、パソコンからご自分でパスワードの再発行ができます。

##### ② 利用者登録の有効期間

- ☆ 利用者登録の有効期間は、窓口で手続きをした日から1年間です。
- ☆ 引越し、転勤、卒業などで、会員の方の在住・在勤・在学等の割合が変更になる場合があります。市内・市外、高校生以下など団体区分はお支払いいただく使用料の額に関わってきますので、定期的の確認をさせていただくことになっています。有効期間が終了する前に、更新手続きをすませてください。
- ☆ 更新は期間終了の1か月前から受け付けています。「1-①必要な書類等」と同様の手続きとなります。
- ☆ 代表者・連絡先の変更、市内・市外団体の判断に関わる構成員の変更など、登録内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きをしてください。「1-①必要な書類等」と同様の手続きとなります。（会員数の増減で、過半数以上が市内在住など団体区分の変更に影響がない場合は、変更手続きは不要です）。

## 6 消費生活センター・TAMA女性センターの利用について

- ☆ 公民館の利用者として登録した社会教育関係団体は、ベルブ永山内の消費生活センターとヴィータコミュニェ内のTAMA女性センターの施設を「一般団体」として利用することができます。
- ☆ 消費生活センターの施設を優先的に予約できる「消費者団体」としての登録を希望される場合は、公民館への利用者登録とは別に、直接、消費生活センター窓口での登録が必要になります。(受付は、第1木曜日・第3木曜日・祝日・年末年始を除く月～金の午前9時～12時及び午後1時～午後5時)
- ☆ TAMA女性センターの施設を優先的に予約できる「女性問題の解決に関する活動団体」としての登録を希望される場合は、公民館への利用者登録とは別に、直接、TAMA女性センター窓口での登録が必要になります。(受付は、第1月曜日・第3月曜日・祝日・年末年始を除く月～金の午前9時～12時及び午後1時～5時)

## 7 施設利用にあたってのお願い

公民館の利用を希望する団体は非常に多いため、お互いに他の利用者の方のことも考えて、次の点にご協力ください。

- ☆ ホール、集会室など定員数が多い部屋を少ない人数で使用することは、ご遠慮ください。
- ☆ 活動予定等が変更になり、予約を取り消す場合は、できるだけ早めに予約取消の手続きをしてください。早めにお手続きいただくと、取消しにより空いた部屋を他の団体の方が利用できるチャンスが多くなります。
- ☆ 飲食を主目的にした利用はできません。また、部屋によって飲食が可能な部屋と不可となっている部屋があります。詳しくは、窓口にお問合せください。
- ☆ 大きな音を出す活動など、隣接している部屋で活動している他団体の迷惑になるような利用はしないようにしてください。音を出す活動などは、防音設備がある部屋をご利用ください。
- ☆ 部屋によっては、利用目的を限定しているものがあります。目的外の利用申込みであることがわかった時点で、予約を取り消させていただく場合がありますので、ご注意ください。

### 【お問合せ先】

永山公民館	〒206-0025	多摩市永山 1-5	☎042-337-6661	Fax042-337-6003
関戸公民館	〒206-0011	多摩市関戸 4-72	☎042-374-9711	Fax042-339-0491